

総務文教常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成29年3月2日（木）午前9時58分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	徳田 修和 君
----	---------
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	総務課長	橋口 洋平 君
税務課長	谷口 信一 君	税務課課長補佐	貴島 信幸 君
市民税Gアドバイザー	岩元 勝幸 君	人事研修G長	種子島 進矢 君
企画部長	塩川 剛 君	共生協働推進課長	西 敬一朗 君
共生協働推進課課長補佐	西溜 和幸 君	中山間地域活性化G主査	上野 都 君
土木課長	猿渡 千弘 君	土木課主幹	松形 一敏 君
道路整備第1G主任技師	若松 慎也 君		
教育長	高田 肥文 君	教育部長	花堂 誠 君
教育総務課長	本村 成明 君	教育政策G長	山口 清行 君
教育政策G主査	内村 光孝 君		
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記	徳留 要一 君
----	---------
- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第3号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第5号 霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
議案第8号 霧島市奨学資金条例の一部改正について
議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時58分」

○委員長（前島広紀君）

ただいまから、総務文教常任会を開会いたします。本日は、去る2月21日の本会議で当委員会に付託されました議案4件についての審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから審査に入ります。

△ 議案第8号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第8号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を

求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

議案第8号、霧島市奨学資金条例の一部改正について御説明いたします。議案書は19頁、新旧対象表は27頁をお開きください。まず、議案書の20頁に記載しております提案理由から申し上げます。本市では昨年度、ふるさと創生総合戦略を定めて、2060年の到達目標人口を13万人と決定しましたが、今年度の予算編成作業と並行して、奨学資金を活用した若者の地元定着に向けた具体策を検討してまいりました。その結果、一定の条件により奨学資金の返還免除制度を導入することを決定し、関係条例の改正案を御提案しているところでございます。具体的には、本市の奨学資金の貸与を受けた大学生等のうち、市内に住所を有し、かつ、市内で就業している者に対する奨学資金の返還の猶予及び免除に関する制度を設けることにより、高度な専門知識や技能を身につけた者の定住を促し、人口の増加及び地域の活性化を図ることを目的としております。個々の条文の改正内容は教育総務課長が説明いたします。

○教育総務課長（本村成明君）

それでは、条文改正内容をお手元の新旧対照表で御説明いたします。まず、第1条は目的に既存の「有用な人材を育成すること」に、ただいま部長からもございました「本市への定住を促すことによる地域の活性化を図ること」を加えようとするものです。次に、第2条は軽微な文言、表現の修正のほか、本市の奨学生に求める資格要件の一つを「人物が優れ、学習意欲が旺盛である者のうち修学困難と認めるもの」へ改めようとするものです。次に、第3条は見出し及び文中につきまして、「奨学資金の額」という表現を「奨学資金の種類及び額」に改めようとするものです。次に、第11条は返還免除制度開始に伴い、高専を卒業したものの返還期間を8年から10年へ変更するため、「高等専門学校又は大学等は10年間」と明記しようとするものです。また、文中の軽微な修正をさせていただきます。28頁を御覧ください。返還の猶予について規定している第14条につきましては、新たに第2項に「高等専門学校、大学等又は大学院の奨学生であった者が、市内に継続して居住し、かつ、市内で就業しているときは、返還を猶予することができる。」ことを規定しようとするものです。さらに、第15条を新設し、返還の免除の特例を定めようとするものです。具体的には、猶予の期間が連続して5年となったときには、2分の1以内の額の免除を決定し、同じく猶予の期間が連続して10年となったときには、全額の免除を決定しようとするものです。附則の第4項の改正は、第2条の資格要件の定義変更によるものでございます。以上で、説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回ですね、奨学資金を定住促進のためにより充実しようということで改定をしようということで提案をされているんですけど、適用条件の学業が除かれたことによってより対象範囲を拡大するというようなことを狙っているのかなというふうに思いますけれども、まず、お尋ねしたいのは第14条の第2項のところが非常に大きいと思うんですけど、そこ具体的な部分についてですね、少し御説明をお願いをしたいと思います。第14条第2項の2行目のところに「市内に継続して居住し、かつ、市内で就業をしているもの」というのですね、そういう規定があるわけです。それで、まず、過去5年間の卒業生のうち、こんな形で市内に継続して居住をして、市内で就業をしているという方が、基礎的なこのデータの収集もしているのかなというふうに思ったものですから、お尋ねしますけれどもどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

本市の奨学資金を貸与している方の過去4年間を調べておりますので、その数字を申し上げたいと思います。まず、奨学資金の貸付の種類別に申し上げてまいります。市内に奨学資金を返還開始時点でお住まいの方につきまして、高校の奨学資金を借りた方が25人、割合にいたしまして64.1%、

高専は残念ながらゼロでございます。専門学校を卒業された方、人数が13人、38.24%、短大8人、57.14%、大学31人、36.05%、大学院1人、12.5%、ただいま申し上げた割合はそれぞれの合計に対する割合でございますので、今、私が申し上げた割合を足しても100にはなりません。

○委員（宮内 博君）

その中で市内の企業に就職をしたというのも調べていますか。

○教育総務課長（本村成明君）

ただいま申し上げましたのはあくまでも市内居住の方でございまして、それぞれの就職場所がどこであったかというところまでは掌握をしておりません。

○委員（宮内 博君）

例えば、今回提案するに当たって、その調査がなされていないということですけども、どれぐらいの効果と申しますか、人数的に予測をしているのでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

様々な試算をしながらこの制度御提案を申し上げておるわけでございますが、今回私どもは高専以上の高等教育機関を対象といたしております。その数字で今目標値を定めておりますので、そのことについてお答えを申し上げます。先ほどは高校まで含めて申し上げましたけれども、高専以上の高等教育機関につきまして、過去4年間の市内居住者の人数を調べてみますと、平均で13.25人ございます。率にして単年度平均で36.55%でございますので、これを何とか50%まで持つていこうということで試算をいたしております。人数にしますとこの平均の13人を18人へ5人増やそうということで目標を立てているところでございます。

○委員（宮内 博君）

18人ぐらいが活用できたらということなんですが、「継続して居住し」となっていますよね、1回出ちゃったら、まあ、例えば、市内に大学まで住んでいて大学を出てですね、そして、1回出てしまう。そして、帰ってくるという場合には対象にならないですね、その辺の方もいわゆる定住促進ということから考えると定住をする意欲を持って移り住んでくるということになるんだけれども、その辺のことが入らなかったというのはどうなんですか、継続して居住ということになっていて、ハードルがちょっと高いのかなというふうに思ったものですから、その辺をちょっとお聞かせください。

○教育総務課長（本村成明君）

この継続してということは5年間は、お住まいになっていただかないと、例えば、家族の形成でありますとか、そういうことに寄与できないのかなということで継続ということをお願いするところでございます。ただいまの御質問の転入のパターンでございますけれども、例えば、大学を出られた方が一旦は市外に就職で行かれた場合でも、返還期間内、これは10年でございますけれども返還期間内に、例えば、5年以上を残して帰って来られるとその方は対象になります。4年間よそで仕事をされて、まだ返還期間が6年あるというような場合には、その6年の中に私どもが半額を免除しようとしている5年間が収まりますので、5年間の要件を満たした時点で半額は免除対象になりますので、「継続して」とありますが、必ずしも学校を出てからすぐに霧島市に住み続けなといけないということではありませんで、一旦、市外に行かれても帰ってきたいという希望のある方には、この制度は条件がございまして、御利用いただけるという内容になっております。

○委員（宮内 博君）

今おっしゃった解釈ですね、それは、いわゆる第16条の中の委任事項というのがあるんですけど、そこに書くんですかね、それとも表に出ている項の条文を見てみるとそういう解釈がなかなか難しいのかなというふうに感じるんですけど、その辺はどこでどういうふうにこの条例を見て市民の方が活用できるというふうに解釈できるんでしょうかね。

○教育部長（花堂 誠君）

今のお尋ねのことにつきましては、この制度設計の段階でもかなり議論をしたところでござい

す。例えば、本市には京セラ、ソニー等大きな企業もごございます。そうなった場合に地元で採用されても、一定期間、県外の本社とかで研修することもあるんじゃないかと、やはり、そういったものを考えれば、きっちり条例上でうたい込んで限定することはなかなか難しいと思ったところですが、いまして、第14条第2項のただし書きですね、教育委員会規則に規定する内容に該当しているときというもので、そういうケースを想定していこうと、あるいは規則でもきっちり決められない場合は、運用方針的なものも作っていないと相当なケースが考えられるかなと思っているところでございます。

○副委員長（平原志保君）

今回の奨学資金は、高専以上ということですけど、これは市内の高専や大学、短大以外のところに通っていても問題ないんですよ。

○教育総務課長（本村成明君）

学校につきましては大学もそうですが、市内には第一工業大学がございまして、高専の場合は鹿児島高専があるわけですが、その学校についての限定はございません。市外の高等教育機関でも結構です。

○副委員長（平原志保君）

今回の奨学資金の参考にされているのが県の育英奨学資金と同じ条件でやっていらっしゃるというのを聞いたんですけども、それだと奨学資金を選ぶときはどれか一つしか取れないと思うんですけども、同じ基準だと選びようがないというか、少し市のほうを緩めていただければ、やはり、引っ掛かる部分というのは世帯収入の部分だと思うんですけども、その枠を広げていただいたほうが使いやすいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

おっしゃるとおり、所得等につきましては鹿児島県育英財団と同じ基準を採用いたしております。ただ、この基準で今まで過去に所得超過で奨学資金を借りられなかったという方は非常に高額な所得の方でございまして、特に、この県と同じ基準で奨学資金をお貸しできなかったという事実はないところです。

○委員（平原志保君）

ちなみに、その世帯員の所得金額は幾らぐらいになりますか。ボーダーラインと言いますかね。

○教育総務課長（本村成明君）

この基準は、いろいろな要件がございまして、大体1,000万円を超える辺りが、一つのボーダーラインになっています。

○委員（平原志保君）

1,000万というのは、本当にすごい金額なんですけれども、ダブルインカムで働かれています方で、例えば、京セラさんとかで夫婦共々だと、五、六百万ずつ取ったとしても、すぐ、1,000万円超えるわけですよ。そういう方が奨学資金なしで楽かという、そういう訳でもないかなと、やはり、利用したくなると思うんですけども、今まではそれが最初から当てはまらなかったから申し込んでいないというのものもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○教育総務課長（本村成明君）

その申し込む、申し込まないについては、はっきりと御答弁はいたしかねますけれども、問い合わせがあった段階で人によっては、自分の所得が幾らぐらいだけでも大丈夫でしょうか、といったようなお話は伺っておりますので、その都度、基準に従ってお答えは申し上げます。

○委員（新橋 実君）

現在の利用されている方は、先ほど13人ということでしたが、こういう人数ですか。

○教育総務課長（本村成明君）

先ほど、13人を18人と申し上げた数字につきましては、過去4年間の単年度平均でございまして、

○委員（新橋 実君）

今回は、その人たちが対象になるわけですね、実際、今借りられている方は何人いらっしゃるんですか。

○教育政策G長（山口清行君）

今現在ですけれども、借入をされている方、今年度新たに借りられた方が38名、そして、継続が91名、合計129名でございます。

○委員（新橋 実君）

霧島市が非常に厳しかったということで、県とか国の制度を借りてですね、利用されている方が多かったわけですが、霧島市にこれまで申し込みをして、実際はずれた方はどれぐらいいらっしゃったんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

年度別に申し上げます。平成25年度3人、平成26年度3人、平成27年度4人でございます。ちなみに霧島市が厳しいということでございますけれども、私どもといたしましては、例えば、国は、成績の基準を非常に厳格に見ます。県におきましても同様でございます。ただ、本市では今回の条例改正の中でも提案を申し上げますけれども、学習意欲がある、上位の学校に行きたい、例えば、中学校のときは不登校だったけれども高校では今度は希望を持って進学をしたい、そういう方には、所得だけを見まして奨学資金をお貸ししている、そういう努力はしているところでございます。

○委員長（今吉歳晴君）

この奨学資金の資格ですが、以前は「学業、人物ともに優秀な」をそれから今回は、「人物が優れ、学習意欲が旺盛な」ということですが、こうなると判断の基準が非常に難しくなるのではないですか。「人物が優れ」というのは、どういうふうな判断をした中でされるのですか。

○教育総務課長（本村成明君）

人物につきましては、これまでは優秀という表現をいたしております。今回は優れということで若干、ニュアンスは変わってくるわけですが、例えば、高校に進学しようとなさる方の応募書類の中では、中学校での学校生活の状況をつぶさに担任なり、あるいは学校長なりが所見を書きまして、そのことによって選考委員会で委員の方々に説明を申し上げているところでございます。

今回は、「学業が優秀」という表現を先ほど申し上げましたように「学習意欲が旺盛」というふうに変えさせていただきました。したがって、この学習意欲というのは上位の学校に進学をしたいという夢を持って、希望を持って学校に行き勉強をしたいということを評価して選考してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（今吉歳晴君）

人物が優れというのはどういう判断なんですか。どういうことなんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

それぞれ子供には個性があるわけですので、それぞれの学校生活の中で、例えば、花の水やりをずっと続けましたよとか、いろいろな個性の特徴を捉えて学校のほうで所見を書きいただきますので、それらを一つ一つ判断をしているところであります。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほど宮内委員の御質問の中で私が第14条第2項のただし書きのみ言いましたけれども、第15条におきましても、ただし書きで同様の規則委任の規定しております。条例上読み取りにくいという御意見です。確かにそのとおりですけれども逆にいろんなケースを細々条例でうたい込んだ場合に社会環境の変化等でいろんなケースが生じた場合に即対応するためには、やはり、規則等で規定しておいて柔軟に対応したほうがいいのではないかとこともございます。そういったことから、今回の条例改正におきましては、基本的に原則的なものを規定させていただいて、ただし書きでそのいろんな項目は決めていくと、また、奨学資金を申し込まれる際にはそこ辺を十分御説明申し上げ

げていきたいと思っておりますので、条例からは確かに読み取れませんけれども、ここへの対応は個々への対応はそうさせていただくということで御理解いただければと思います。

○委員（新橋 実君）

今、奨学資金を貸し出しているわけですけど、返還が困難な方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。その金額というのはどれぐらいあるんですかね。

○教育政策主任主事（蔵原寛久君）

今の時点で5名以内ぐらいが分納をさせていただいている状況です。病気等で返還が困難な方、そういう方もいらっしゃいまして、少ない金額でお願いをしているところであり、毎年度お話をしてその額を決定しております。

○教育総務課長（本村成明君）

平成27年度の数字で申し上げます。過年度分の調定額、入るべき金額が2,919万3,373円でございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時24分」

「再開 午前10時29分」

△ 議案第3号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第3号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第3号、霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、昨年12月に公布されました地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律において、民間及び人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第3号、霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、具体的に御説明申し上げます。議案書は4ページから5ページ、一部改正条例新旧対照表は3ページから4ページを御覧ください。議案第3号、霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についての改正条例でございますが、第2条の2において、育児休業等の対象となる子の範囲が、これまで法律上の子（実子及び養子）とされていましたが、今回の改正で「特別養子縁組の監護期間中の子」及び「養子縁組里親に委託されている子等」を追加しております。また、第3条におきまして、再度の育児休業をすることができる特別な事情について、また、第11条において、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情について所要の改正を行っております。次に、第20条の第2項において、育児部分休業の承認について、育児時間と介護時間を同時に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までとすることを規定いたしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申

上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、法律の改正に準じて改正をするという御説明なんですけれども、実際の現状の段階でその育児休業をしている職員はどうかというのをまず、お聴きしておきたいと思います。

○総務課長（橋口洋平君）

現時点で平成29年3月時点で育児休業を取得している職員が9名、それから産休が1名おります。合計の10名が育児休業と産休でございます。これはすべて女性職員でございます。

○委員（宮内 博君）

今回の改正によって、現在、10人の方が育児休業、産休を取っているということですけど、この対象となり得るケースっていうのは現実にはどうなんでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

この範囲が先ほど申し上げました、特別養子縁組の監護期間中の子、それから、養子縁組里親に委託されている子等というふうになりますけれども、なかなかこういった場合というのは、今のところそういった申し出が職員から相談があるとか、そういったことは現状ではないところでございます。

○委員（平原志保君）

条例の名前の部分なんですけれども、今回の改正で介護の部分も入っていますけれども、この条例の名前が、育児休業等になっているんじゃないですか、介護という単語も入れたいほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

この条例の名称なんですけれども、これは全国的な自治体の準則でありまして、この等の中に介護が入っておりまして、上位法も地方公務員の育児休業等に関する法律という中で介護のほうの休業のほうも網羅されているということでもあります。それと、それぞれの介護に関する別の条例とかがありまして、休業の対象者というところにつきましては、この条例に集約されていまして、ほかには介護に関する条例とかがありますけれども、それにつきましては別立てで作ってあります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長（前島広紀君）

ないようですので、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時37分」

△ 議案第5号 霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号、霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

平成28年度税制改正大綱を受け平成28年3月末に可決、公布されました地方税法等の一部を改正

する等の法律に基づき霧島市税条例の一部を昨年12月までに順次、改正してきたところでございます。このような中、消費税率、国、地方合わせてでございますが、10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更することなどを内容とする社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が昨年11月に施行されました。この法律に基づく新たな改正により、霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、今回、議案として提案させていただいた次第であります。改正の内容等、詳細につきましては、引き続き、税務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私の方から詳細につきまして御説明いたします。議案第5号、霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、新旧対照表は7ページからになります。項目が多いので、主なものを抜粋して新旧対照表で説明させていただきます。まず、新旧対照表の7ページの第36条の2第1項ですが、市民税の申告に関する事項で特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布されたことによる規定の改正を行うものです。次に、附則第7条の3の2ですが、個人市民税における住宅ローン減税措置につきまして、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長したことによる規定の改正を行うものです。次に、8ページ霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。右側中段より少し下の部分、第34条の4、本市の法人税割の税率を100分の8.4（現行100分の12.1）に改正する規定を削り、17ページ左側、中ごろに改めて規定するものです。次に10ページ右側、第80条から90条までの改正規定を削り、17ページに改めて規定するものです。これは軽自動車税の納税義務者・みなす課税・日本赤十字社の所有する軽自動車税の非課税の範囲、環境性能割の課税標準・税率・徴収方法や種別割の税率・課税免除について規定するものです。次に15ページ附則第15条の次に5条を加える規定を削り、22ページに改めて規定するものです。これは環境性能割の賦課徴収の特例・減免の特例・申告納付の特例・税率の特例について規定するものです。次に16ページ附則第16条の改正規定中、種別割を軽自動車税に戻し、グリーン課税対象車の取得期間や課税年度を改正するものです。以上で、今回の条例改正に係る主な改正点につきまして、説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

部長口述でも示されているんですけど、これは昨年11月に消費税率の10%引き上げの時期を平成31年10月1日に変更する法律が施行されたということを受けて、自治体ではどうしようもない形で提出をされたというものですけれども、条文の中身を見てみますと17ページに法人税率の第34条の4の中で、引下げが書いてありまして、そして、23ページにその実施時期が明記をしてあるわけですね、これは正に平成31年10月1日というふうに書いてありまして、安倍政権のもとで平成31年10月1日から消費税率を引き上げることが表明をされている、それから法人税率の引下げを実施すると、こういう内容になっていると思いますけれども、そういう理解でよろしいですね。

○税務課長（谷口信一君）

今委員が言われたとおり、消費税の改正時期の延期に伴いまして、法人住民税の法人税割の税率改正の時期を平成31年10月1日以後に開所する事業年度から適用するというところで延期になったところです。

○委員（宮内 博君）

その消費税の引上げには大きな問題があるということであるという立場でありますけど、自治体としても、こういう法整備をどんどん進めていくということになると結果的には消費税率の引上げを前提とするというか、お墨つきを与えるというか、そういうことになりはしないのかなというふ

うに思いますけれども、その辺どうなのでしょう。

○総務部長（川村直人君）

いわゆる地方税とそれから国税については、密接な関連があるわけでございます。当然、この税関係につきましても、法律等の改正があればそれに基づいた形で条例も対応していくということになりますので、市町村である自治体としましては、こういった法律が変わればこれに基づいて条例の改正をしていくということになります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 10 時 45 分」

「再 開 午前 10 時 46 分」

△ 議案第 22 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 22 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

それでは、議案第 22 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、御説明を申し上げます。今回の議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、市道の整備を行うことにより、野上地区の住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、同法第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、共生協働推進課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

それでは、議案第 22 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の詳細について、御説明を申し上げます。議案書は、58 ページでございます。この議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）に基づき、霧島田口及び牧園町持松で構成する野上辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものでございます。はじめに、辺地とは、同法第 2 条の規定にある地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域において、公共的施設を整備するに当たり、議会の議決を経て辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることで、それに基づき公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の 80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を起債することが可能になります。それでは、計画の内容について、御説明を申し上げます。58 ページ、議案第 22 号の資料、総合整備計画書を御覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載してあるとおりにありますので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画をご覧ください。今回の総合整備計画では、野上辺地内にある 1 路線の市道整備を計画いたしております。内容につきましては、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に、市道、泉水～市後柄線の改良舗装工事等を行うこととし、総事業費 2 億 2,400 万円を見込んでいただいております。以上で、説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これより、執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、辺地計画を実施するというところでありますけれど、すでにこれは事業が行われているところを継続して行う内容になっているかというふうに思いますけど、最も近いバス停で3.8 km離れているということで紹介をされているんですけど、今回の整備計画では800mですね、整備をするということでの計画のようでありますけれど、このバス停まで3.8 kmとある距離の短縮というのは図られるのですか。

○共生協働推進課長補佐（西溜和幸君）

今回の野上辺地における最寄りのバス停につきましては、田口バス停が一番近いバス停ということで距離にして3.8 kmから辺地の点数を算定しているところでございます。

○土木課長（猿渡千弘君）

今回計画しております800m、平成29年度から平成33年度までの計画なんですけれども、現道拡幅でございますので、非常に離合しづらい道路になっています。それを2車線にする計画でございますが、距離にしてはそんなに現況と変わりはありません。

○委員（宮内 博君）

計画の中を見ますと、本事業を行うことによって、交通の安全性の確保、医療施設等への時間短縮が図られると、それはその複数車線にするということなのかなって思いますけれど、ここの巡回バスはどういうふうになっていますか。

○企画部長（塩川 剛君）

資料を持っておりませんので何とも申し上げられないのですが、ふれあいバスのバス停があったというふうに記憶いたしておりますので、恐らくふれあいバスのルートになっているのではないかなというふうに理解しております。

○委員（宮内 博君）

計画書の中に書いてあるものですから、その辺のことが調査されているんだろうというふうに思ったんですけど、そこはちょっと後でも調べて、今回の辺地計画の中にその新たな巡回バスの運行便数を増やすとかですね、そんなのがあるのかなというふうに思ったんですけど、交通の安全性の確保等ですね、そして3.8 kmバス停から離れているという住民の方たちの不便な状態を解消するという計画に位置づけられているものですからお聴きをしたところなんですけれど。

○企画部長（塩川 剛君）

ふれあいバスの運行につきましては、現在、地域公共交通会議等で各地区の路線の見直し等を行っているところでございます。地域の皆様方の御要望等、地域での話をお聴きしながら、そういった路線等の見直しも行っているところでございます。今路線がそういうルートであれば恐らく幅員され走りやすい道路になって地域の方々の利便性というのは上がるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（前島広紀君）

ここで、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時56分」

「再 開 午前11時 1分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を再開します。答弁をもらうまで、ほかの質疑はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時 2分」

「再 開 午前11時 5分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長（塩川 剛君）

今回整備を予定しております泉水～市後柄線につきましては、ふれあいバスが現在走行しているところでございます。現在、地域公共交通会議の中でふれあいバスの路線の見直しを行っておりますが、この路線を走るバスが真方というところで、牧園のルートと霧島のルートを接続しまして医師会医療センターに行けるようにするというルートになります。そういうルートでございますので、今回の整備等により地域住民の方々への利便性というのはさらに向上してくるものというふうに理解しています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時 6分」

「再開 午前11時 8分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案4件の自由討議に入りますけれども、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第8号について意見はありませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

奨学資金の条例の一部を改正するというところでありますけれども、審査の中でも申し上げたところですが、改正をされる条文からはその市内に継続して居住しというところが、しっかり書いてあるわけです。それで、Uターン等をして居住をした場合の対応についてということで、これは規則でそういう場合には対応できるというような形で整備をするということで部長も重ねて答弁をしているところですが、そのところが、いわゆる条例の発効同時にしっかり市民の皆さんにも理解できるような形で説明ができるような方法をぜひとも取っていただきたいということを要請しておきたいというふうに思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第3号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第5号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第22号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

辺地債の事業を活用して道路整備を行うというものですけれども、辺地計画の中に記載をしているという部分で、公共的施設の整備を必要とする法律の中に公共交通機関の乗り入れはなくというふうに書いてあって実際には巡回バスが運行されているというようなことで、もう少し議案を提案する中で、しっかり説明ができるような形で執行部のほうも準備してもらいたいということを今後の対応の在り方について求めておきたいというふうに思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時11分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第3号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第3号、霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第5号 霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第5号、霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第5号、霧島市税条例及び霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてですが、本条例は地方税法の改正を受けて提出をされたものです。この施行に伴いまして軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更や法人市民税法人税割の税率引下げを行うとする提案であります。この条例は霧島市税条例第34条4項にあります法人税を100分の12.1から100分の8.4に改めるとありますが、問題点はその施行期日を平成31年10月1日としていることとあります。これは本条例の施行が平成31年10月から実施をするとしている消費税10%引上げを前提として法人市民税率の引下げを実行しようとするものであり、増税のための地ならし以外の何ものでもないということを指摘するものでございます。安倍政権は参議院選挙前の2017年5月に本年4月からとっていた消費税10%への引上げを平成31年10月までの2年半に再延期するとしております。これは同年4月の統一地方選挙、7月の参議院選挙を避け、政権への打撃を避けたいという政治的な思惑から決定したとの指摘もあります。消費税の増税は購買力の低下と物価の引上げによる貧困と格差の拡大を招き、中小業者の廃業や倒産の危機にもつながるものであるということを指摘して、本条例に反対するものであります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第8号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第8号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第22号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（前島広紀君）

だいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回ですね、議案第8号で霧島市奨学資金の条例の一部改正が出たわけですけど、市内に居住し、市内で就業とあるわけですけども、市内に大企業も確かにあるわけですけども、県内に転勤ということもあります。余儀なくされることもあるわけです。また、県内にも多くの企業もあるわけですので、やはり、市内に居住して市内から多く県内の企業に就職することも認めていただきたい。今後は検討していただくようお願いしたいということを付け加えていただきたい。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。それでは、ただいまの御意見を盛り込んだ報告とし、報告については委員

長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時16分」

「再 開 午前11時17分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。調査項目につきましては、まず、一つは、自然エネルギー開発に関する条例について、二つ目は、公共交通機関について、三つ目は、市営墓地に関しての調査をするということで、この三つで報告してよろしいですか。

○委員（宮内 博君）

公共交通機関については、デマンド交通、ふれあいバス等をより市民の利便性が向上するような形で取り組んでいるところを調査するというところでお願いします。

○委員長（前島広紀君）

はい、以上の三点でよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（前島広紀君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

ないようですので、以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時30分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀